

第1次村上市男女共同参画計画

基本目標Ⅲ 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり

基本目標Ⅲの体系

男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり

- 重点分野1 家庭生活における男女共同参画の推進
- 重点分野2 働く場における男女共同参画の推進
- 重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成



基本目標Ⅲの内容

働く女性が増えてきたことにより、男女がともに家事を行いつながり子育てをしていかなければなりません。

これまで女性が当たり前のように行ってきた家事や育児を、男女が協力して担っていくという意識付けを行い、家庭の中の意識改革を進める必要があります。

また、働く女性が増えたことにより、性別にとらわれることなく、均等な雇用機会と待遇が確保されるよう働きかけていく必要があります。

男女がともに協力し合い、仕事と家庭を両立させ、安心して子どもを産み育てることができ「男女が家庭も仕事も共に担うまちづくり」を進めます。

重点分野1

家庭生活における男女共同参画の推進

市民意識調査では、男女とも平等に家事・育児をする方がよいかとの問いに対して、68.5%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答していますが、現実には67.5%が「炊事、掃除、洗濯は妻が行っている」と回答しています。

ライフスタイルは多様化していますが、家事・育児は女性がするものという意識が残っています。

家事・育児の負担が女性にかかっているため、これからは男性がもっと積極的に家庭生活に参画するよう意識啓発を図り、男女が平等に仕事と、家事・育児などの生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための取り組みが必要です。

【課題解決のための施策】

施策(1)

家事・育児・介護への男女共同参画の推進

①男性の家事・育児・介護参加に向けた講座の開催

「生涯学習課、保健医療課、介護高齢課」

施策(2)

子育て、介護支援の充実

①介護保険施設の整備

「生涯学習課」

②地域見守り支え合い体制の充実

「介護高齢課」



- ③ 介護者の集いの開催
〔介護高齢課〕
- ④ 子ども・若者育成支援推進体制の構築
〔生涯学習課〕
- ⑤ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用紹介
〔保健医療課〕
- ⑥ 乳幼児健診時における母親の健康相談
〔保健医療課〕
- ⑦ 育児相談・離乳食相談の開催
〔保健医療課〕
- ⑧ 子育て広場の開催
〔福祉課〕
- ⑨ 一時預かり事業等保育サービスの充実
〔福祉課〕
- ⑩ 子育て支援センター、児童館における相談事業、育児講座の実施
〔福祉課〕

重点分野2

働く場における男女尾共同参画の推進
 市民意識調査では、村上市における女性が働く環境について「女性の働く場が多いか」との問いに対して、60・7%が「そう思わない」と回答しています。働く女性が増えてきたことに

より、男女雇用機会均等法などの法の整備は進んできていますが、男女間の平均賃金には依然として差があるのが現状です。働く場において、男女の均等な雇用機会と待遇確保を図るための働きかけを行っていく必要があります。



【課題解決のための施策】

施策(1)

男女均等な雇用機会と待遇の確保

- ① 男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施
〔商工観光課〕
- ② ハッピー・パートナー企業登録の推進
〔商工観光課〕
- ③ 就労の場の確保
〔商工観光課〕
- ④ 入札参加資格審査における男女共同参画を推進する企業に対する優遇
〔財政課〕

施策(2)

女性への就労支援の充実

- ① シルバー人材センターの支援
〔介護高齢課〕
- ② 就労のための技術取得等への支援
〔商工観光課〕
- ③ 職業訓練受講に対する支援
〔商工観光課〕
- ④ 労働相談の周知
〔商工観光課〕
- ⑤ 県や関係機関が行う能力開発研修、再就職セミナー等についての情報提供
〔商工観光課〕
- ⑥ 低年齢児童の受け入れや障がい児、配慮を必要とする児童の保育の充実
〔福祉課〕
- ⑦ 母子家庭自立支援給付事業の実施
〔福祉課〕
- ⑧ 学童保育事業の充実
〔福祉課〕

施策(3)

農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

- ① 農林水産業・商工自営業の労働条件向上のための広報活動
〔農林水産課、商工観光課〕
- ② 農業における家族経営協定締結の推進
〔農林水産課〕

③ 女性の経営参画のための情報提供
〔農林水産課〕

④ 農村地域生活アドバイザーの育成
〔農林水産課〕

⑤ 農林漁業新規就労者・後継者育成の担い手対策の実施
〔農林水産課〕



重点分野3

ワーク・ライフ・バランス意識の醸成
 根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が女性だけの問題ではないという意識を浸透させることが必要です。

仕事と家庭を両立させることは、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすための重要な要素になります。男女がともに地域社会での活動に積極的に参画できる機会を増やし、

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)意識を醸成していくことが必要です。

【課題解決のための施策】

施策(1)

ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

- ① 啓発講座、出前講座等にワーク・ライフ・バランスに関するメニューを追加
〔生涯学習課、政策推進課〕
- ② (仮)働き方の見直しセミナーの開催
〔商工観光課〕
- ③ 市の広報、ホームページなどでのワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信
〔政策推進課〕
- ④ 市役所内部における、ハッピー・パートナー企業情報の提供
〔総務課〕



● 問い合わせ

政策推進課企画政策室
 ☎ 53・2111 (内線532)